

事 務 連 絡  
令和4年5月11日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

「歩切り」の根絶による予定価格の適正な設定について  
のリーフレットの送付について

公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図るには、適正な金額で契約を締結することが重要であり、そのためには、予定価格が適正に設定される必要があります。

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「公共工事品質確保法」という。）では、予定価格の適正な設定が発注者の責務として位置づけられているところです。また、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）では、予定価格の設定に際し、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる「歩切り」が、公共工事品質確保法第7条第1項第1号に違反することを明確にしております。

今般、「歩切り」の違法性及び定義等について、別紙のとおりリーフレットにとりまとめ、各公共発注者に対して別添1～3の通り改めて周知を行いましたので、ご参考にお知らせします。

貴職におかれましては、貴団体傘下の建設企業に対し、必要に応じて周知をお願いいたします。